

滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例案要綱

1 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（以下「法」という。）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等をしようとするときは、あらかじめ、法第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととされたことから、当該事項を調査審議する審議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として、滋賀県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置くこととします。（第1条関係）
- (2) 審議会は、法第25条に定めるもののほか、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第 号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議することとします。（第2条関係）
- (3) 審議会は、委員7人以内で組織することとし、委員は小学校就学前の子どもに対する教育もしくは保育または保護者に対する子育て支援に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命することとします。（第3条関係）
- (4) 委員の任期は3年とし、再任を妨げないこととします。（第4条関係）
- (5) 審議会に委員長を置くこととし、委員長について必要な事項を定めることとします。（第5条関係）
- (6) 審議会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第6条関係）
- (7) 審議会の庶務は、健康医療福祉部において処理することとします。（第7条関係）
- (8) この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定めることとします。（第8条関係）
- (9) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 25 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として、滋賀県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第 25 条に定めるもののほか、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年滋賀県条例第 号）第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、小学校就学前の子どもに対する教育もしくは保育または保護者に対する子育て支援に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

